

## 滋賀県いじめ再調査委員会 次第

日時：平成 28 年 6 月 2 日(木)14:30～

場所：滋賀県大津合同庁舎(7階)7-A会議室

- 1 開会
- 2 任命書交付
- 3 挨拶（総務部長）
- 4 委員紹介
- 5 委員長選任
- 6 委員長職務代理者の指名
- 7 議事（報告事項）
  - （1）公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について
  - （2）滋賀県におけるいじめ防止対策について
  - （3）重大事態対応想定フローについて
- 8 閉会

### [配付資料]

- ・滋賀県いじめ再調査委員会委員名簿
- ・議事（報告事項）関係資料

## 滋賀県いじめ再調査委員会 委員名簿

(任期：平成28年5月28日から平成30年5月27日まで)

(敬称略、五十音順)

ふ り が な 氏 名	現 職 等	備 考
かすがい としゆき 春日井 敏之	立命館大学教授	新任
くりた しゅうじ 栗田 修司	龍谷大学教授 臨床心理士	再任
さい ほうしゅん 崔 鳳 春	医師（精神神経科）	再任
ささき ちさと 佐々木 千里	社会福祉士	再任
たけした いくお 竹下 育男	弁護士	再任

# 滋賀県いじめ再調査委員会

## 議事（報告事項）関係資料

### 【 目 次 】

議事(1)「公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について」関係

- ・平成 26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査… p 1

議事(2)「滋賀県におけるいじめ防止対策について」関係

- ・平成 28 年度 いじめ防止の総合的な対策の推進… p 7

議事(3)「重大事態対応想定フローについて」関係

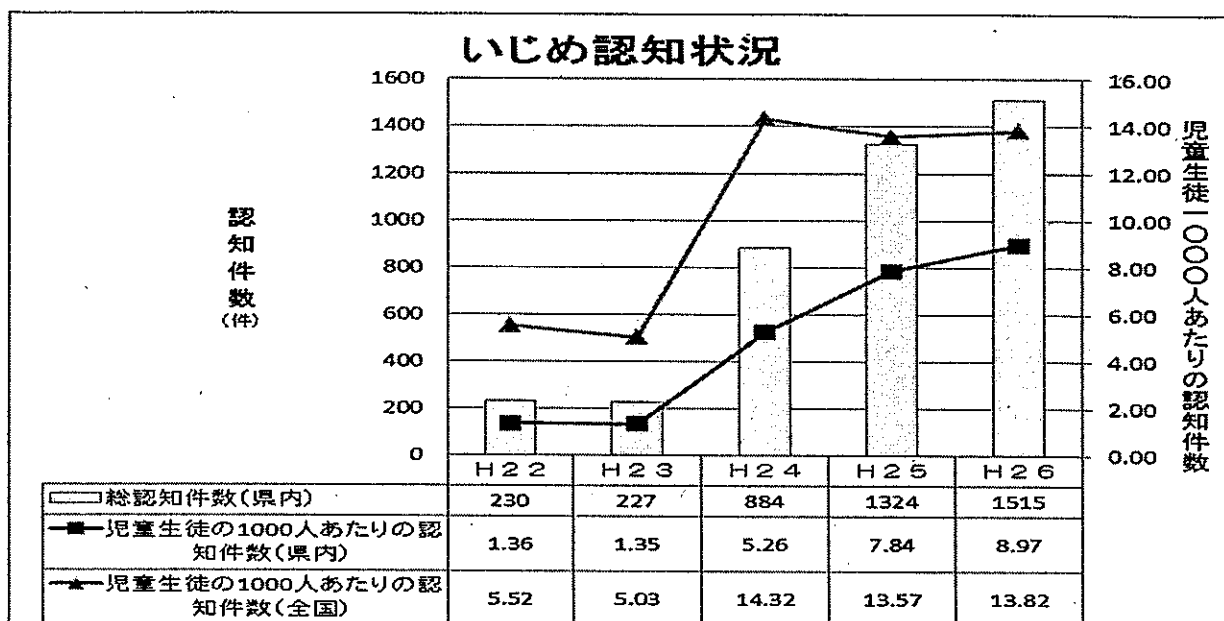
- ・重大事態対応想定フロー…別添

# 平成 26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

## 1 公立・私立の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について

### (1) いじめの総認知件数〈表(1)〉

- ① 小・中学校および高等学校ならびに特別支援学校におけるいじめの総認知件数 1515 件  
 【平成 25 年度 (1324 件) より 191 件増加】



### (2) 学校種別の認知件数〈表(2)〉

- ① 小学校  
 ・認知件数 838 件 【平成 25 年度 (714 件) より 124 件増加】
- ② 中学校  
 ・認知件数 518 件 【平成 25 年度 (484 件) より 34 件増加】
- ③ 高等学校  
 ・認知件数 142 件 【平成 25 年度 (110 件) より 32 件増加】
- ④ 特別支援学校  
 ・認知件数 17 件 【平成 25 年度 (16 件) より 1 件増加】

### (3) いじめの認知学校数〈表(2)〉

- ① 小学校認知校数 171 校 【平成 25 年度 (163 校) より 8 校増加】
- ② 中学校認知校数 88 校 【平成 25 年度 (87 校) より 1 校増加】
- ③ 高等学校認知校 42 校 【平成 25 年度 (40 校) より 2 校増加】
- ④ 特別支援学校認知校数 7 校 【平成 25 年度 (9 校) より 2 校減少】

### (4) いじめの態様〈表(3)〉

【小学校 中学校】多い態様

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ③ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

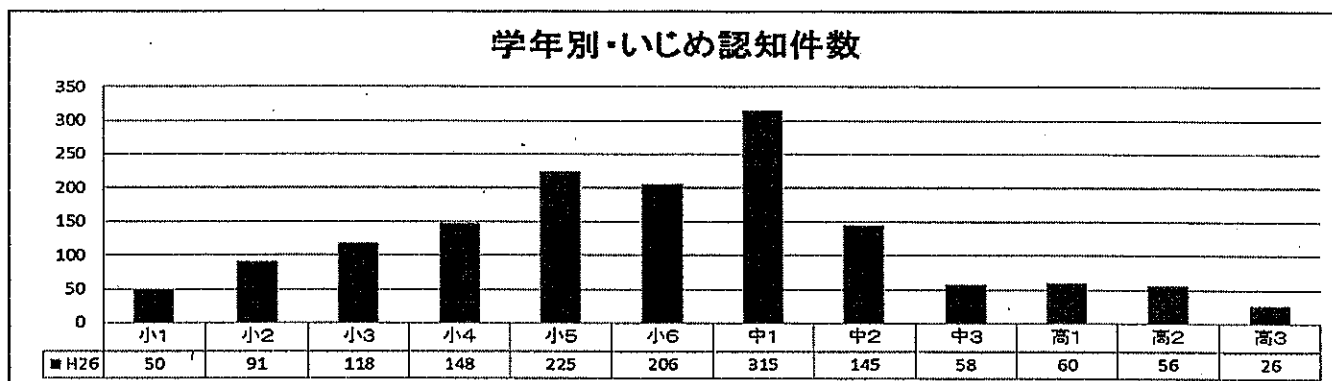
【高等学校】多い態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ③仲間はずれ、集団による無視をされる。

【特別支援学校】多い態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

(5) 学年別・いじめ認知件数



(6) いじめの発見のきっかけ〈表(4)〉

多いきっかけ

- ①当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え 31.5%
- ②本人からの訴え 21.1%
- ③学級担任が発見した。 16.8%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法  
〈表(5)〉

- ・「アンケート調査の実施」 99.0%【平成25年度(96.2%)より2.8ポイント増加】
- ・年2回以上アンケートを実施している学校の割合 95.3%【平成25年度(91.8%)より3.5ポイント増加】
- ・家庭訪問 75.4%【平成25年度(69.9%)より5.5ポイント増加】

(8) いじめの解消状況〈表(6)〉

「いじめが解消しているもの」のいじめの総認知件数に対する割合(解消率)89.8%

(9) いじめの対策

- ・いじめを許さない学校づくりを推進し、未然防止に努め、児童会・生徒会活動の充実を図る。
- ・全ての子どもにとって魅力ある学校にするため、授業改善や学級づくりに努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効に活用し、いじめられた児童生徒への支援をするとともに、いじめる児童生徒の背景を丁寧に見立て、組織的な対応に努める。
- ・いじめについて、法や条例に則り、組織的な対応に努めるよう指導主事が学校訪問等をするなど継続して啓発し、教員の資質向上・校内組織体制の充実を図る。
- ・児童生徒・学校を支える関係機関のサポート体制の充実を図る。
- ・家庭・地域・関係機関との連携の推進を図る。

# 1 いじめの状況について(公立学校、私立学校)

(1) 県内公立・私立学校のいじめの認知件数

表(1)

(件)

	合計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成22年度	230	108	76	34	12
平成23年度	227	106	73	36	12
平成24年度	884	437	327	94	26
平成25年度	1324	714	484	110	16
平成26年度	1515	838	518	142	17

※平成25年度から高等学校の通信制課程も含む。

(2) 学校種別の認知校数・認知件数

表(2)

		滋賀県				全国			
		認知校数 (校)	認知学校数 の割合(%)	認知件数 (件)	児童生徒 1000人 あたりの 認知件数	認知校数 (校)	認知学校数 の割合(%)	認知件数 (件)	児童生徒 1000人 あたりの 認知件数
小学校	平成22年度	63	26.8	108	1.25	7,808	35.5	36,909	5.28
	平成23年度	64	27.4	106	1.24	6,911	31.8	33,124	4.81
	平成24年度	144	62.1	437	5.19	11,208	52.2	117,384	17.35
	平成25年度	163	70.9	714	8.53	10,231	48.4	118,805	17.79
	平成26年度	171	74.7	838	10.12	11,536	55.3	122,721	18.59
中学校	平成22年度	37	34.9	76	1.81	6,046	55.7	33,323	9.33
	平成23年度	41	38.7	73	1.71	5,711	52.9	30,749	8.57
	平成24年度	89	83.2	327	7.62	7,636	71.0	63,634	17.83
	平成25年度	87	81.3	484	11.27	6,999	65.5	55,248	15.55
	平成26年度	88	82.2	518	12.06	7,161	67.5	52,969	15.04
高等学校	平成22年度	17	27.4	34	0.88	2,332	41.1	7,018	2.08
	平成23年度	19	30.6	36	0.93	2,133	38.0	6,020	1.79
	平成24年度	35	56.5	94	2.41	3,170	56.8	16,274	4.83
	平成25年度	40	62.5	110	2.74	2,554	44.4	11,039	3.31
	平成26年度	42	60.9	142	3.50	2,686	46.9	11,404	3.41
特別支援学校	平成22年度	6	42.9	12	6.67	149	14.3	380	3.12
	平成23年度	6	42.9	12	6.22	140	13.3	338	2.68
	平成24年度	8	57.1	26	12.86	259	24.5	817	6.28
	平成25年度	9	60.0	16	7.73	220	20.4	768	5.79
	平成26年度	7	46.7	17	8.06	258	23.6	963	7.10

## (3)いじめの態様

表(3)

※件数は複数回答が可能であり、構成比は各区分における総認知件数に対する割合である。

小学校	滋賀県				全 国			
	25年度		26年度		25年度		26年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかし、からかい、言葉の脅し	422	59.1	551	65.8	75,223	63.3	77,766	63.4
仲間はずれ、無視	126	17.6	141	16.8	26,091	22.0	25,474	20.8
軽く叩かれる、蹴られる	187	26.2	219	26.1	30,671	25.8	29,974	24.4
ひどく叩かれる、蹴られる	38	5.3	42	5.0	10,485	8.8	10,365	8.4
金品をたかられる	5	0.7	5	0.6	3,249	2.7	2,515	2.0
もの隠し、壊される・捨てられる	63	8.8	69	8.2	10,426	8.8	9,048	7.4
嫌なこと・危険なことをさせられる	94	13.2	100	11.9	10,573	8.9	10,014	8.2
パソコン・携帯電話での誹謗中傷	32	4.5	17	2.0	1,712	1.4	1,607	1.3
その他	20	2.8	39	4.7	5,762	4.9	5,864	4.8
計	987	138.2	1,183	141.2	174,192	146.6	172,627	140.7

中学校	滋賀県				全 国			
	25年度		26年度		25年度		26年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかし、からかい、言葉の脅し	294	60.7	370	71.4	37,406	67.7	35,831	67.6
仲間はずれ、無視	53	11.0	84	16.2	9,498	17.2	8,552	16.1
軽く叩かれる、蹴られる	109	22.5	120	23.2	10,457	18.9	9,753	18.4
ひどく叩かれる、蹴られる	35	7.2	31	6.0	3,381	6.1	2,990	5.6
金品をたかられる	12	2.5	20	3.9	1,000	1.8	862	1.6
もの隠し、壊される・捨てられる	67	13.8	42	8.1	3,688	6.7	3,470	6.6
嫌なこと・危険なことをさせられる	65	13.4	69	13.3	3,877	7.0	3,612	6.8
パソコン・携帯電話での誹謗中傷	53	11.0	48	9.3	4,835	8.8	4,134	7.8
その他	9	1.9	20	3.9	1,967	3.6	1,825	3.4
計	697	144.0	804	155.2	76,109	137.8	71,029	133.9

高等学校	滋賀県				全 国			
	25年度		26年度		25年度		26年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかし、からかい、言葉の脅し	59	53.6	86	60.6	6,668	60.4	7,099	62.3
仲間はずれ、無視	12	10.9	32	22.5	1,829	16.6	1,800	15.8
軽く叩かれる、蹴られる	20	18.2	19	13.4	2,018	18.3	1,853	16.2
ひどく叩かれる、蹴られる	12	10.9	15	10.6	819	7.4	631	5.5
金品をたかられる	3	2.7	8	5.6	468	4.2	455	4.0
もの隠し、壊される・捨てられる	6	5.5	7	4.9	908	8.2	774	6.8
嫌なこと・危険なことをさせられる	13	11.8	8	5.6	1,039	9.4	929	8.1
パソコン・携帯電話での誹謗中傷	27	24.5	36	25.4	2,176	19.7	2,078	18.2
その他	3	2.7	0	0.0	521	4.7	475	4.2
計	155	140.8	211	148.6	16,446	148.9	16,094	141.1

特別支援学校	滋賀県				全 国			
	25年度		26年度		25年度		26年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
冷やかし、からかい、言葉の脅し	8	50.0	8	47.1	444	57.8	552	57.3
仲間はずれ、無視	1	6.3	2	11.8	82	10.7	106	11.0
軽く叩かれる、蹴られる	1	6.3	4	23.5	180	23.4	249	25.9
ひどく叩かれる、蹴られる	1	6.3	0	0.0	60	7.8	64	6.6
金品をたかられる	4	25.0	0	0.0	24	3.1	31	3.2
もの隠し、壊される・捨てられる	1	6.3	0	0.0	71	9.2	64	6.6
嫌なこと・危険なことをさせられる	5	31.3	2	11.8	71	9.2	100	10.4
パソコン・携帯電話での誹謗中傷	2	12.5	2	11.8	65	8.5	79	8.2
その他	0	0.0	0	0.0	41	5.3	60	6.2
計	23	144.0	18	105.9	1,038	135.0	1,305	135.4

## (4)いじめの発見のきっかけ

表(4)

区 分		滋賀県		全 国		
		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
学校の教職員が発見		H25	375	28.3	126,473	68.1
		H26	512	33.8	124,122	66.0
内 訳	学級担任が発見	H25	177	13.4	23,759	12.8
		H26	254	16.8	22,726	12.1
	学級担任以外の教職員が発見	H25	110	8.3	4,221	2.3
		H26	101	6.7	4,378	2.3
	養護教諭が発見	H25	9	0.7	1,053	0.6
		H26	10	0.7	779	0.4
	スクールカウンセラー等の外部の相談が発見	H25	3	0.2	322	0.2
		H26	6	0.4	607	0.3
	アンケート調査など学校の取組により発見	H25	76	5.7	97,118	52.3
		H26	141	9.3	95,632	50.9
学校の教職員以外からの情報により発見		H25	949	71.7	59,330	31.9
		H26	1,003	66.2	63,935	34.0
内 訳	本人からの訴え	H25	320	24.2	31,199	16.8
		H26	319	21.1	32,562	17.3
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	H25	441	33.3	18,539	10.0
		H26	477	31.5	21,063	11.2
	児童生徒(本人を除く)からの情報	H25	106	8.0	5,789	3.1
		H26	121	8.0	6,185	3.3
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	H25	63	4.8	3,091	1.7
		H26	68	4.5	3,445	1.8
	地域住民からの情報	H25	3	0.2	231	0.1
		H26	9	0.6	184	0.1
	学校以外の関係機関からの情報	H25	11	0.8	329	0.2
		H26	8	0.5	317	0.2
	その他	H25	5	0.4	170	0.1
		H26	1	0.1	179	0.1
計		H25	1,324	100.0	185,803	100.0
		H26	1,515	100.0	188,057	100.0

※「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択している。

## (5)いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法

表(5)

区 分			滋賀県		全 国		
			学校数 (校)	構成比 (%)	学校数 (校)	構成比 (%)	
アンケート調査の実施			H25	403	96.2	36,454	95.5
			H26	414	99.0	36,677	96.9
①実施頻度	ア 年1回	H25	18	4.3	3,329	8.7	
		H26	16	3.8	2,539	6.7	
	イ 年2～3回	H25	314	74.9	23,625	61.9	
		H26	310	74.2	23,589	62.3	
	ウ 年4回以上	H25	71	16.9	9,500	24.9	
		H26	88	21.1	10,549	27.9	
②調査方法	ア 記名式	H25	283	67.5	24,065	63.0	
		H26	304	72.7	24,896	65.8	
	イ 無記名式	H25	113	27.0	13,763	36.1	
		H26	122	29.2	13,451	35.5	
	ウ 選択式	H25	46	11.0	5,579	14.6	
		H26	54	12.9	5,528	14.6	
個別面談の実施			H25	413	98.6	31,852	83.4
			H26	414	99.0	32,827	86.7
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等			H25	276	65.9	20,404	53.4
			H26	272	65.1	20,376	53.8
家庭訪問			H25	293	69.9	21,996	57.6
			H26	315	75.4	22,666	59.9
その他			H25	11	2.6	1,917	5.0
			H26	21	5.0	1,983	5.2

※複数選択を可とする。

※構成比は、各区分における学校総数(休校 小学校2校除く)に対する割合を示している。



		いじめが解消しているもの		一定の解消関係が図られたが、継続支援中		解消に向けて取組中		他校へ転学・退学等		合計	
		件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	
平成26年度	小学校	滋賀県	737	87.9	92	11.0	9	1.1	0	0.0	838
		全国	110,323	89.9	10,305	8.4	1,868	1.5	225	0.2	122,721
	中学校	滋賀県	471	90.9	39	7.5	7	1.4	1	0.2	518
		全国	45,642	86.2	5,812	11.0	1,337	2.5	178	0.3	52,969
	高等学校	滋賀県	137	96.5	5	3.5	0	0.0	0	0.0	142
		全国	10,001	87.7	882	7.7	328	2.9	193	1.7	11,404
	特別支援学校	滋賀県	15	88.2	1	5.9	1	5.9	0	0.0	17
		全国	784	81.4	157	16.3	15	1.6	7	0.7	963
	合計	滋賀県	1,360	89.8	137	9.0	17	1.1	1	0.1	1,515
		全国	166,750	88.7	17,156	9.1	3,548	1.9	603	9.3	188,057

### ※ 県内における具体的事例

#### 《小学校》

- ・ あだ名や「近づくな」などと嫌なことを言われた。
- ・ 廊下ですれ違う時に、軽く叩かれることが続いた。
- ・ 交換日記の中で、1人だけが非難される内容を書かれた。

#### 《中学校》

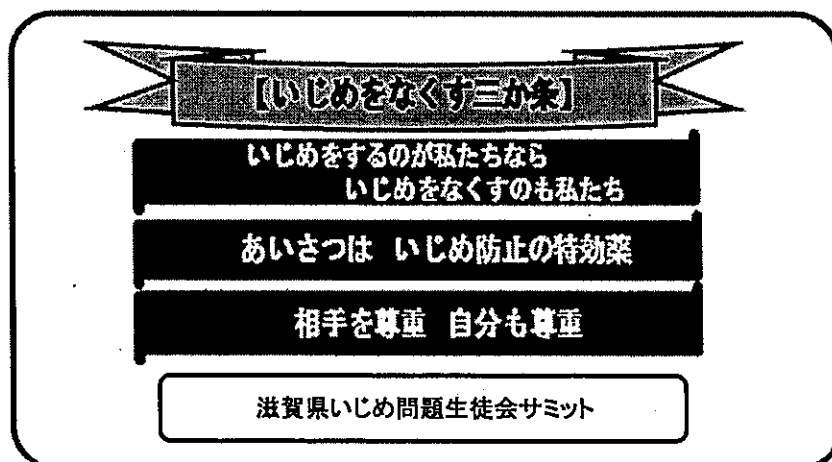
- ・ 給食のときに「うざい」、「うっとおしい」と言われた。
- ・ 遊んでいる中で、叩れたり、暴言を吐かれたりした。
- ・ 無視や、内緒話をされた。

#### 《高等学校》

- ・ 班を決めるとき他の班員から、自分が入ることに対して「なんで」という声があがった。
- ・ インターネット上に勝手に画像を掲載されてからかわれた。
- ・ 学園祭の準備についてSNSで尋ねたが誰からも返信が返って来なかった。

#### 《特別支援学校》

- ・ 暴言や軽く叩かれるなどの暴力行為が続いた。
- ・ からかわれたり集団から排除されるような威嚇行為をされた。



# 平成28年度 いじめ防止の総合的な対策の推進 《夢と生きる力を育む教育環境の整備》

幼小中教育課  
生徒指導・いじめ対策支援室

## 《滋賀県いじめ防止基本方針》

「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進  
一児童生徒を一人の人格として尊重して関わり、児童生徒自身のできるように支援する一

## 総合的な対策の推進

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会

### 現状・課題

いじめの認知件数(県内公立学校・私立学校)

	小学校	中学校	高等学校
H25	714	484	110
H26	838	518	142

いじめの発見のきっかけ・相談状況

	小学校	中学校	高等学校
本人の訴えによる発見	18.0%	23.8%	30.7%
教員による発見	25.8%	25.6%	11.0%
誰にも相談していない	8.9%	12.3%	6.6%

平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の種別問題に関する調査結果より

### ①子どもの自尊感情の醸成やよりよい仲間づくりの課題

【平成27年度全国学力・学習状況調査より】

「自分には、よいところがある」と回答： 滋賀小学生35.8% (全国36.3%)、 滋賀中学生23.2% (全国26.2%)  
「学級でみんなまで協力して何かをやったり逃げ、うれしかったことがある」と回答： 滋賀小学生52.5% (全国54.2%)  
滋賀中学生50.4% (全国56.0%)

### ②教員の資質向上に係る取組や校内組織体制の課題

いじめの発見のきっかけで「学校の教員が発見した」がまだまだ少なく、誰にも相談していなかった児童生徒が約1割いる(左のグラフ)。学校いじめ防止基本方針やいじめ対策委員会等のより実効的な運用を図る必要性。

### ③家庭・地域・関係機関との連携の課題

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より】

「PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた」と回答した学校の割合  
滋賀小・中・高等学校(公立) H24:28.9%→H25:36.3% (全国H24:23.3%→H25:28.0%)

### 対策・取組

## 子ども自身による活動の充実～子どもたちの活躍の場づくり、生きる力の育みを支える環境づくり～

### ①児童生徒が主人公となる学校づくり(子ども自身による活動への支援)

- 児童会・生徒会活動の充実
  - ・絆をつむぐ学校づくり(滋賀県いじめ問題生徒会サミットの開催等)
- 学級づくり、話し合い活動の充実
  - ・学級活動スキルアップ事業等
- 道徳・体験活動の充実
  - ・道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業等
- 人権意識や自尊感情の向上
  - ・自尊感情・学びの基礎成プロジェクト等
- いじめや差別を許さない学校づくり
  - ・人権文化を創造する学校づくり推進事業等

### ②教員の資質向上・校内組織体制の充実(実効的な対策の充実)

- 事例検討などの研修会の充実
  - ・生徒指導指導力向上研修等の校外研修
  - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修(ケース会議等)
- 学校いじめ基本方針の見直し・いじめ対策委員会の充実
  - ・PDCAサイクルによる基本方針等の見直し
  - ・スクールカウンセラー等による被害者へのケア、加害者のアセスメント(再発防止)
  - ・学校訪問等による指導主事の助言の充実(学力、人権、いじめ・不登校等の総合的な視点)

### 【いじめをなくす三か条】

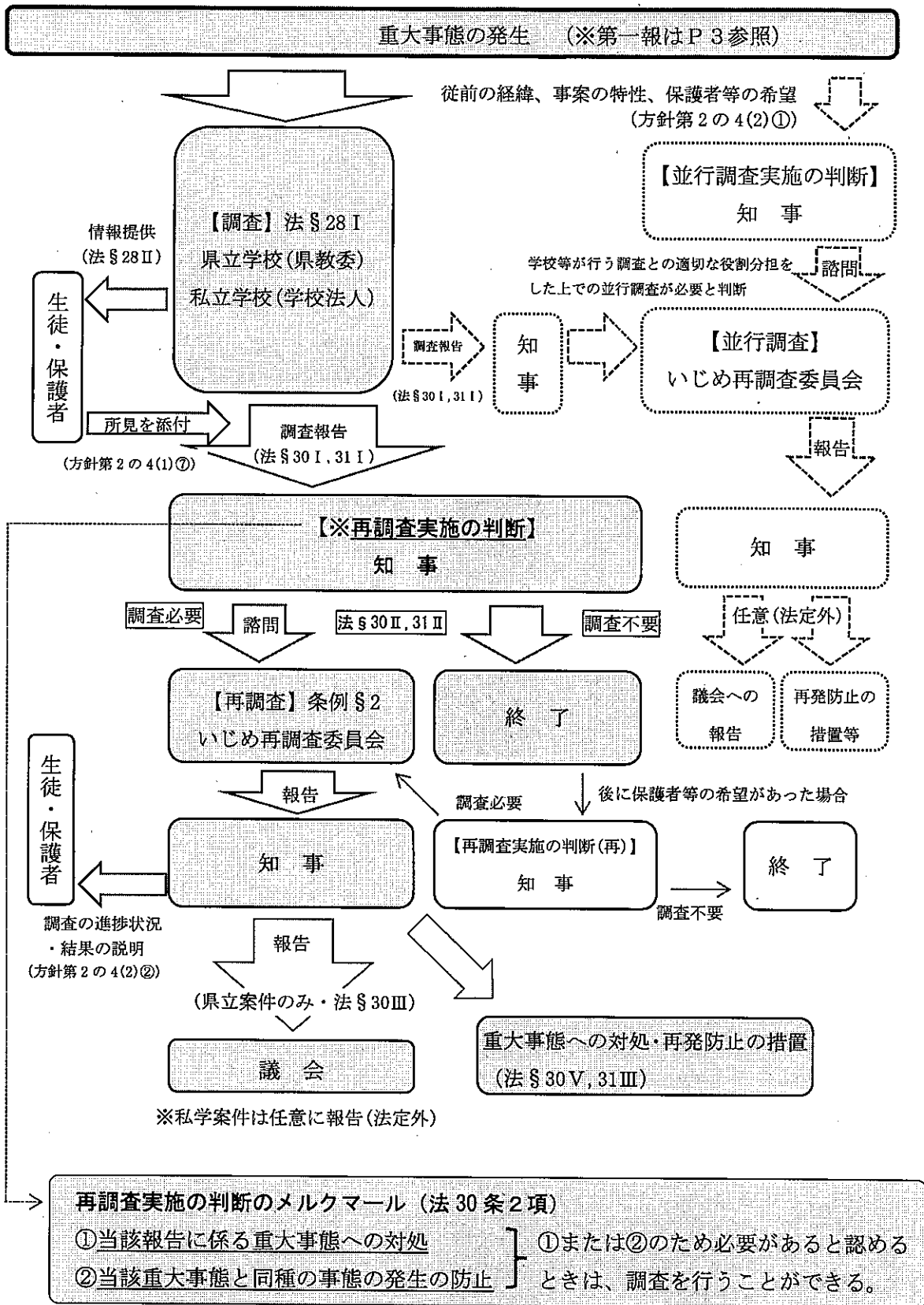
- ①いじめををするのが私たちなら いじめをなくすの私たち
- ②あいさつは いじめ防止の特効薬
- ③相手を尊重 自分も尊重

滋賀県いじめ問題生徒会サミットより(2015.8.24)

### ③児童生徒・学校を支える関係機関のサポート体制の充実

- 家庭・地域・関係機関との連携推進
  - ・ストッブいじめアクションプランの活用等
  - ・学校支援地域本部事業等
- 第三者的な児童生徒支援の継続
  - ・いじめで悩む子ども支援事業
  - ・24時間子どもSOSダイヤルによる相談支援
  - ・生徒指導緊急サポート事業(専門家派遣等)
- 重大事態への対応
  - ・滋賀県立学校いじめ問題調査委員会
  - ・滋賀県いじめ問題再調査委員会

# 重大事態対応想定フロー



**【凡例】**

法：いじめ防止対策推進法、条例：滋賀県いじめ再調査委員会条例、方針：滋賀県いじめ防止基本方針

1 知事への重大事態の発生の報告（法 30 条 1 項、31 条 1 項）

(1) いじめ重大事態の定義

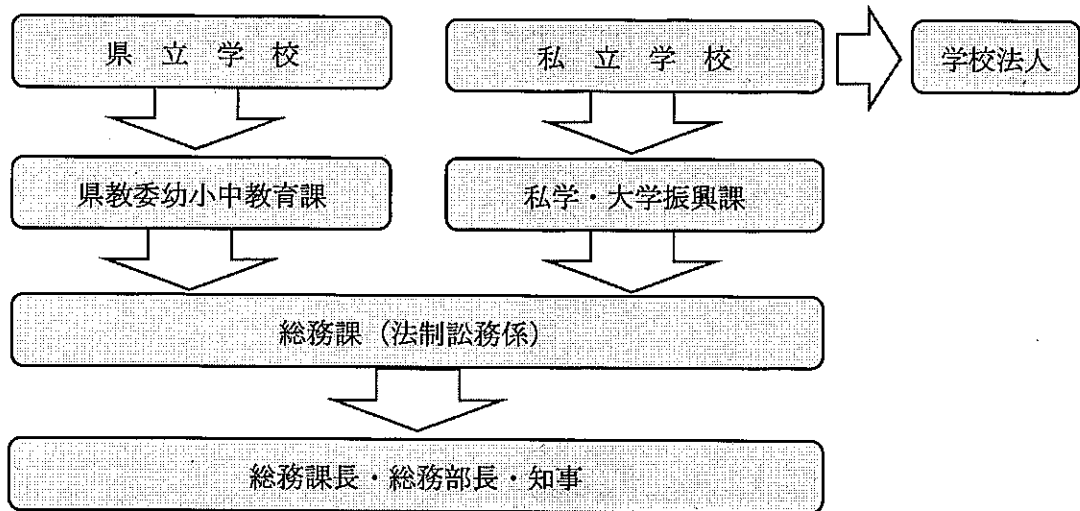
- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
（年間 30 日を目安。一定期間連続しているような場合には迅速に調査に着手）
- ・児童等またはその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) いじめ重大事態が発生した場合には、下記の事項をフロー図①、②（P 3）に従って、書面により迅速に報告（第一報）すること。

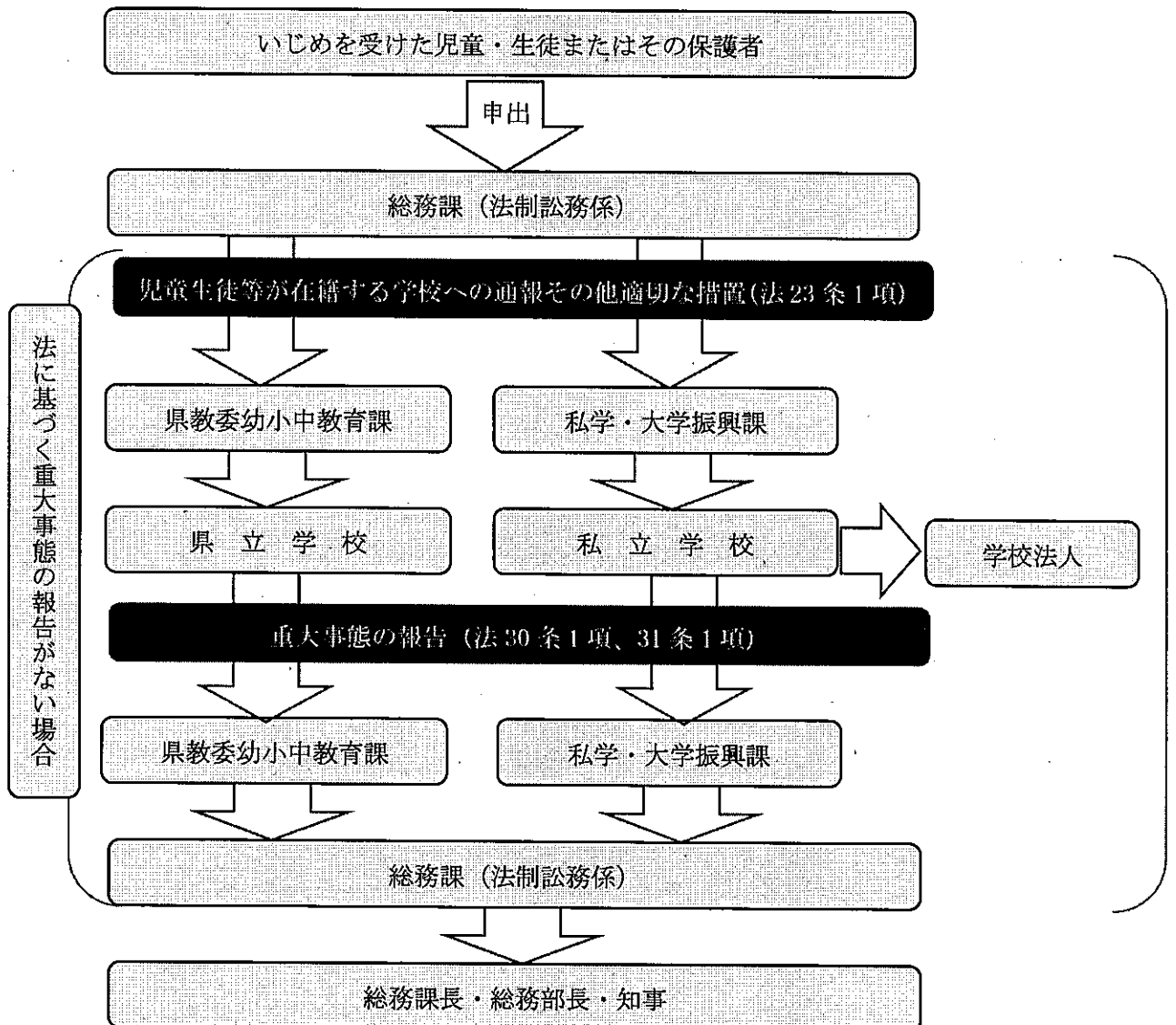
- ① 報告者氏名、報告年月日
- ② 重大事態の発生日（発生期間）ならびに発生したことを知った日およびそのきっかけ
- ③ 被害児童生徒の学校名、氏名、学年、学級、性別
- ④ 加害児童生徒の学校名、氏名、学年、学級、性別
- ⑤ いじめの態様
- ⑥ 欠席期間、その他被害児童生徒の状況
- ⑦ 児童生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

※ 不明な部分については、判明次第、順次報告する。

【いじめ重大事態報告（第一報）フロー図①（いじめ防止対策推進法に基づくもの）】



【いじめ重大事態報告（第一報）フロー図②（児童生徒等からの申出に基づくもの）】



## 2 調査主体の判断（いじめ防止等のための基本的な方針）

- ・学校の設置者において調査主体（学校の設置者または学校）を判断する。

### 学校の設置者において調査することが望ましい場合

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒またはその保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合（例えば、学校と関係する児童生徒の保護者間のトラブルが非常に深刻化しており、もはや関係修復が難しい場合や、大きく報道されているなど、学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合）

### 滋賀県いじめ再調査委員会による調査の実施の判断

- ・従前の経緯や事案の特性から必要な場合（既に保護者と学校との信頼関係が崩れていて、学校・教育委員会から保護者に連絡がとれないなど、学校や教育委員会以外のところで調査をした方が良いという事情を抱えていたりする場合など）、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合で必要と認められるとき。



### 法 28 条 1 項の調査と並行して滋賀県いじめ再調査委員会による調査の実施

- ※ 法 28 条 1 項の調査と並行して再調査委員会が調査を行ったとしても、学校または学校の設置者により調査を実施し、知事に報告する必要がある。

### 3 調査組織の設置等（法 28 条 1 項、3 項）

学校の設置者が、調査組織およびその構成員を決定

#### 調査組織の構成員

- ・ 弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 不登校事案の場合は、専門的知識および経験を有する学校外の専門家（心理・福祉の専門家、教員・警察官経験者、生徒指導に関する学識経験者、相談業務に従事している関係機関の専門家等）の参加に努める。
- ・ 学校が調査主体となる場合には、法 22 条の組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

#### 学校の設置者の指導等

- ・ 学校が調査主体となる場合には、学校の設置者は、調査および保護者への情報提供等について必要な指導および支援を行う。

#### 4 調査の実施（法 28 条 1 項）

##### 調査方法（事実関係を明確にする調査）

- ・ 質問票（アンケート）の使用による調査
- ・ 聴き取り調査
- ・ 関係資料の収集

##### 聴き取り調査の対象者

・ 当該児童生徒、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係等）、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等関係する児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など

##### 聴取内容想定

・ いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等

##### 滋賀県いじめ再調査委員会の調査と並行して行われる場合（後掲）

・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、学校の設置者等と密接に連携し、役割分担を適切に行うこととする。

##### 調査に先立ち実施する事項等

- ① アンケート結果については、児童生徒およびその保護者に提供する場合があることを念頭に、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生等に説明するなど、必要な措置を講ずる。
- ② 子どもの自殺が起きた場合
  - ア 初期調査  
遺族に対する丁寧な事後対応・誠実な対応、全教師から聴き取り、子どもからの適切な聴き取り
  - イ 初期調査の経過と協議  
初期調査の経過を遺族に説明（1週間以内が望ましい。）  
今後の調査について協議（アンケート等の詳しい調査、遺族の調査要望等）
  - ウ 調査実施方針の確認
  - エ 調査計画の策定および遺族との協議（合意を得ること。）
  - オ 今後の調査について子どもと保護者に説明
  - カ 調査対象者からの同意（調査趣意書の作成）



## 5 調査期間、調査内容の記載と今後の支援方策の検討

### 報告書の作成

・1ヶ月を目処に聴取した内容を書面にとりまとめる。調査期間中に当該児童生徒が学校復帰した場合や調査期間が1ヶ月を超える場合には、その時点でとりまとめて、調査状況を知事に報告する。

・聴取した内容を踏まえて、当該児童生徒が学校に復帰できるよう、家庭と連携して今後の支援方策を検討し、報告書に記載する。

### 報告書記載例

- ① 重大事態の発生日（発生期間および発生したことを知った日）
- ② 被害児童生徒の学校名、氏名、学年、学級、性別
- ③ 加害児童生徒の学校名、氏名、学年、学級、性別
- ④ 欠席期間、当該被害児童生徒の状況
- ⑤ 調査の概要
  - ・調査期間、調査方法、調査組織
  - ・外部専門家が調査に参加した場合には、当該外部専門家の属性
- ⑥ 聴取内容（アンケートの結果を含む。）
  - ・当該児童生徒・保護者
  - ・教職員
  - ・関係する児童生徒・保護者
  - ・不登校の児童生徒への聴取を申し入れたが実施できなかったとき等はその旨
  - ・その他必要な事項
- ⑦ 調査の結果判明した事実関係
- ⑧ 当該重大事態を生んだ背景事情の分析
- ⑨ 当該重大事態の事実の影響についての分析評価
- ⑩ 自殺や不登校、精神疾患等との因果関係
- ⑪ 聴取結果（および今後の支援方策）について、当該児童生徒および保護者への説明の状況および希望する場合に児童生徒または保護者の所見をまとめた文書を聴取の結果の報告に添えることができる旨の説明の状況
- ⑫ 今後の当該児童生徒への支援方策その他当該重大事態へ対処するための措置
- ⑬ 同種事案の再発防止のために講ずる措置

6 当該児童生徒およびその保護者への情報の適切な提供（法 28 条 2 項）

**説明事項**

- ① 聴取結果（調査により明らかになった事実関係）
  - ・いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか。
  - ・学校がどのように対応したか。
- ② 今後の支援方策

**保護者への説明に当たって留意すべき事項**

- ① 適宜・適切な方法で、経過報告を行う。
- ② 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

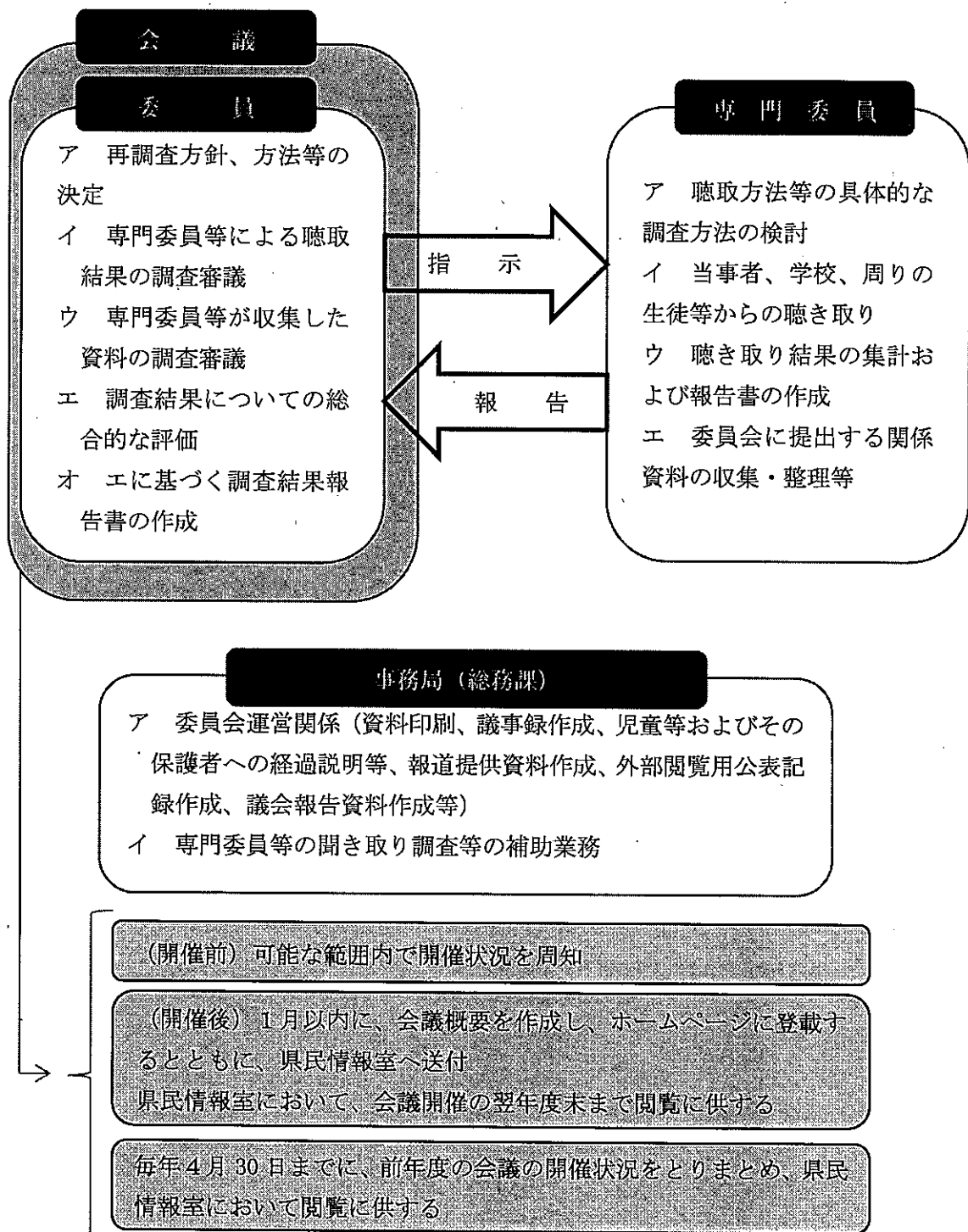
7 調査結果の知事への報告（いじめ防止等のための基本的な方針）

調査結果については、県教育委員会等から知事に報告する。（学校が調査主体となった場合、学校は調査結果を県教育委員会等に報告し、県教育委員会等から知事に報告する。）

上記6の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

8 再調査の実施（法30条2項、法31条2項。実施の判断についてはP1参照）

○ 調査組織



○ 再調査

**再調査方法等の決定**

- ① 委員の除斥の判断
- ② 再調査の方針、方法等の決定
- ③ 臨時委員、専門委員の選任要請の有無の決定

※ 調査方法については、ゼロからの調査を行うのではなく、追加で児童生徒やその保護者、教職員等から聴き取りを行う方法、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行う方法等により実施することが想定される。なお、私立学校に係る再調査については、学校法人に対して、追加調査や資料提出などを求める間接的な調査または聴き取り等の直接的な方法による。

※ 児童生徒等への最大限の心のケア等の配慮が必要。

再調査の方針等について決定すべき事項（例）

- ・ 調査の目的および目標
- ・ 調査方法と調査予定期間
- ・ 調査で得た資料の取扱い（分析評価前の資料の取扱い）
- ・ 児童生徒またはその家族（遺族）への随時説明
- ・ 報告書の公表と関係者への配慮

**再調査の実施準備**

- ① 再調査の方針、方法等についていじめられた児童生徒やその保護者の意見や意向、訴えを確認する。（いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合）
- ② 再調査について強制的に行う権限が付与されていないことから、調査対象である学校の設置者（学校法人、県教育委員会）、学校、児童生徒やその保護者、教職員等の協力のもと実施する。

※ 児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、必要があれば調査を実施する必要がある。

**法 28 条 1 項の調査と並行して実施する場合**

- ① 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、法 28 条 1 項の調査主体と密接に連携し、適切に役割分担を行う。

（例）

- ア アンケートの収集など初期的な調査を学校の設置者または学校が行う。
- イ 収集した資料に基づく分析および追加調査を再調査委員会で行う。等

## 事務局

- ・ 調査対象への調査依頼文書の発出
- ・ 調査対象機関との調査実施日時、場所等の調整
- ・ 児童生徒またはその保護者（遺族）への説明

P 9に定めるところにより、開催状況、開催結果等を周知

※ 自殺案件等については、計画の際に保護者の意向を十分に確認する。また、報告書を保護者に提供する旨および報道機関等に対して口頭説明や概要版の提供、報告書の閲覧を行うことがある旨をアンケート調査対象者に説明する。（後掲）

## 聴き取り調査の実施等

- ① 専門委員等による聴き取りの方法、方針等の具体的な調査方法の検討
  - ・ 複数の者が対応する必要がある場合には、共通スタンスを保つための方策
  - ・ 児童生徒等への聴き取りを実施する場合には、児童生徒への心のケア等への配慮方法
- ② 聴き取り調査結果  
聴き取り調査の結果をその都度報告書にまとめる。
- ③ 聴き取り調査結果報告書の委員会への報告  
報告の単位については、最初の計画の際定める。  
（例）調査日から〇日後に委員会を開催し、報告するなど

## 分析評価

- ① 調査目的と目標を再確認し、それに基づいて評価分析を行う。
- ② 事実の確認
  - ・ 収集された情報の信憑性
  - ・ 収集された情報の量は十分か（聴取人数、アンケート回収率等）
  - ・ 収集された情報の質は十分か（必要とされる重要情報が入手されているか）
  - ・ 初期調査についての検証
- ③ 要因と過程の評価分析
- ④ 類似事案の再発防止策の検討

## 報告書の作成

- ① 事実関係の明確化
- ② 当該いじめを生んだ背景事情の分析
- ③ 当該いじめの事実の影響についての分析評価、自殺や不登校、精神疾患等との因果関係の特定
- ④ 当該いじめへの対処についての提言
- ⑤ 学校における再発防止策についての提言

### 9 報告書の提出等（法 30 条 3 項）

再調査委員会は、報告書を取りまとめた場合には、知事へ報告するとともに、児童生徒またはその保護者への説明を行う。

事務局においては、知事への報告について資料提供を行い、当該事案が県立学校に係るものである場合は県議会へ報告する。

なお、私立学校に係る事案については、法定事項ではないが、県議会の所管常任委員会へ報告する。

### 10 報告書を受けた知事の対応（法 30 条 5 項、法 31 条 3 項）

報告書を受けた知事は、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会において、再調査の結果を踏まえた県の対応を確認するとともに、その課題や対策について、関係機関と情報共有を行う。

再発防止策については、県立学校事案については県の関係機関が確実に実施し、私立学校事案については学校において確実に実施されるよう、私学・大学振興課が私立学校法の規定に基づき必要な指導等を行うものとする。